



年金はいくら受給できるのか？ —ねんきん定期便の見方

「ねんきん定期便」の概要

国民年金・厚生年金の加入者に対して、年金に関する個人情報を知りやすく通知して確認してもらう目的で、日本年金機構では平成21年4月から「ねんきん定期便」を実施しています。

平成27年10月に被用者年金一元化法が実施され、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担して、同額の年金給付を受けるという公平性を確保するために厚生年金制度に公務員及び私立学校の教職員も加入することになりました。

そのため、従来の国民年金・厚生年金の加入者のみに送付していた「ねんきん定期便」を、平成27年12月から公務員及び私立学校の教職員にも送付して年金加入履歴や年金見込額等が確認できるようになりました。

た。なお、送付年齢、タイミング、頻度等は異なるものの公務員には以前「公務員共済年金のお知らせ」が送付されてきました。

「ねんきん定期便」は送付時に加入している、または最後に加入していた年金記録のある実施機関(※)から送付され、送付する実施機関は、全ての実施機関の年金加入記録を含めて送付しています。

※地方職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、日本年金機構など

「ねんきん定期便」は毎年誕生月または誕生月の翌月にハガキ形式で、35歳・45歳・59歳の節目年齢の人にはA4判の水色の封筒で送られてきます。そして、通知内容は、以下のとおりになっています。

- ①年金加入期間（加入月数・納付月数等）
- ②年金見込額



三宅 明彦
三宅社会保険労務士事務所 代表

【みやけ・あきひこ】

特定社会保険労務士。金融機関において年金セミナー・年金研修・年金相談講師を主に、企業の労務管理や雑誌の執筆も行っている。また、東京都社会保険労務士会の「年金相談員中級講座」「年金相談員専門（上級）講座」の講師を務める。主な著書に『厚生年金と共済年金の一元化で変わる年金相談実務』『年金相談に役立つ周辺知識・雑学・複雑例』（日本法令刊）等がある。

* 50歳未満 加入実績による年金見込額

* 50歳以上 「ねんきん定期便」作成時の加入制度に引き続き60歳まで加入した場合の年金見込額。なお、年金受給中（全額停止も含む）の加入者には、年金見込額は通知されません。

③保険料納付額（加入者本人負担分の累計）
なお、節目年齢（35歳・45歳・59歳）の人には、①③に加えて以下の④⑤⑥が通知されます。

④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日等）

⑤厚生年金の全期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額

⑥国民年金の全期間の月ごとの保険料納付状況（納付、未納、免除等の区別）

〔①②③の内容で1枚、④⑤⑥は必要枚数になります〕

図表1 50歳未満の人に送付される「ねんきん定期便【ハガキ形式】」

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。			
1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）							
国民年金(a)				船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険(b)				厚生年金保険 計	月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)					
月	月	月	月	月	月	月	月

・(第1号被保険者(未納月数を除く)欄)には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以前の国民年金保険料の未納期間の月数も含めて表示しています。
 ・(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)および「特任加入」の合計月数を表示しています。
 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

A →

B →

2. これまでの加入実績に応じた年金額と
【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金	加入実績に応じた年金額(年額)	保険料納付額(累計額)	
	老齢基礎年金	国民年金保険料(第1号被保険者)	
	円	円	
	(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料(被保険者負担額)
		円	円
一般厚生年金積算		円	
公務員厚生年金積算(国家公務員・地方公務員)	円		
私学共済厚生年金積算(私立学校の教職員)	円		
(1)と(2)の合計	円	円	

C →

「ねんきん定期便」の見方

(1) 50歳未満の人に送付される「ねんきん定期便【ハガキ形式】」(図表1)

今までに加入した制度や現在加入している制度の種類と加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額が記載されています。今後加入実績が増えるにしたがって年金額も増えていきます。

① 「これまでの年金加入期間」についての留意点 (A)

* 国民年金(a)の「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、国民年金保険料の前納期間(前払いした期間)の月数が含まれています。

* 合算対象期間等(d)欄には、カラ期間(年金額の計算には含めないが、受給資格には含める期間)のうち、次の期間の合計が表示されます。
 ・ 国民年金に任意加入した期間のうち、保険料を納めていない期間
 ・ 第3号被保険者不整合記録期間の特定期間
 (本来は第1号被保険者であるのに第3号被保険者になっていた期間で、平成25年7月以降に第1号被保険者に記録を訂正して、カラ期間とみなされた期間のこと)

② 「これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額(累計額)」の留意点 (B)

* 公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)

公務員)と私学共済厚生年金期間の年金額には、平成27年9月までの職域加算額(経過的職域加算額として退職共済年金の名称で支給されます)が含まれています。なお、年金額が表示されていない場合には、記録の不備がある可能性がありますので、お近くの年金事務所等にて確認して下さい。

* 国家公務員期間の保険料は、標準報酬制度の導入(昭和61年4月)以後の保険料納付額(国家公務員期間に通算された旧三公社期間が含まれている場合の保険料納付額は除く)のみを表示しています。
 * 地方公務員期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。

③ 私は年金をいくら受給できるのか?
 Cの金額です。現時点の加入歴での試算額であることに注意! よって、今後加入期間が増えれば年金額も増えます。

(2) 50歳以上の人に送付される「ねんきん定期便【ハガキ形式】」(図表2)
 現在加入している制度に60歳まで加入した場合に、いつから(年齢)、いくら(年金見込額)、どのような(種類の)年金を受けられるかが記載されています。

ただし、年金受給資格期間である25年(300カ月)以上の加入等がない場合には記載されません。なお、平成29年4月からは年金受給資格期間は10年(120カ月)になる予定です。

図表2 50歳以上の人に送付される「ねんきん定期便【ハガキ形式】」

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。			
1. これまでの年金加入期間(老齢年金の受け取りには、原則として300日以上の特給資格期間が必要です。)							
国民年金(a)				特給保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険(b)				厚生年金保険 計	月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)					
月	月	月	月	月	月	月	月

「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の発行年月日は符合国民年金保険料の納付期間の月数もあわせて表示しています。
 「(d)」欄には、「国民年金の任意加入期間のうち標準料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「付加期間」の合計月数を表示しています。
 この任意加入未納期間の月数は必ずしも本人年金を請求するときに直接による補償が必要ではありません。

2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受給見込額)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金 円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金保険	標準部分 円	標準部分 円	標準部分 円	標準部分 円
公務員厚生年金保険 (国家公務員・地方公務員)	標準部分 円	標準部分 円	標準部分 円	標準部分 円
私学共済厚生年金保険 (私立学校の教職員)	標準部分 円	標準部分 円	標準部分 円	標準部分 円
1年間の受給見込額	円	円	円	円



①「これまでの年金加入期間」についての留意点 (D)
 「50歳未満の人と同様ですので、上記を「参照下さい」

②「老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)」の留意点 (E)
 「50歳未満の人と同様ですので、相違点のみを記載します」
 * 老齢基礎年金額は本来の受給年齢である65歳から表示されています。
 * 一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間、私学共済厚生年金期間ごとに計算した老齢厚生年金及び特別支給の老齢厚生年金の見込額が表示されています。

③「私は年金をいくら受給できるのか?」
 Fの金額です。満額支給になる65歳から受給できる試算額です!

(3) 35歳・45歳の節目年齢に送付される「ねんきん定期便【A4版】」(図表3)
 「(1) 50歳未満の人」とほぼ同様ですが、さらに以下の内容が通知されます。

①「これまでの「年金加入履歴」です」(G)
 これまでの加入制度、事業所名称、資格取得、喪失年月日、加入月数等が記載されていますので、間違いがないか、確認をして下さい。

②「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です」(H)
 厚生年金の過去の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額が記載されていますので、当時の給与と大きく違わないか、確認をして下さい。

③「これまでの国民年金保険料の納付状況です」(I)
 過去に国民年金に加入したことがある場合に「納付、未納、免除等の区別」が月ごとに記載されていますので、間違いがないか、確認をして下さい。

④「私は年金をいくら受給できるのか?」
 Jの金額です。現時点の加入歴での試算額であることに注意! よって、今後加入期間が増えれば年金額も増えます。

なお、詳しくは同封されているパンフレット(「ねんきん定期便の見方ガイド」)をご覧ください。また、各共済組合のホームページでは、年金に関する各種案内を行っていますので、ご利用下さい。

【参考】
 ☆ 地方職員共済組合ホームページ
 「年金制度の概要」「年金に関する手続き」「年金についてのお知らせ」「年金届出書類ダウンロード」「年金受給者たよりの掲載」
 ☆ 地共済年金情報Webサイト
 公務員共済組合期間に係る「加入期間」「見込額」「標準報酬月額及び標準賞与額」「保険料納付記録」の毎月更新している情報を閲覧できます。

「ねんきん定期便」はこれから毎年、送付されてきます。50歳未満の人でしたら、年を重ねるごとに年金加入期間が増えてい



